

Q. 「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金」とはどのような内容の事業なのか。

- A. この補助事業は、中小企業者や小規模企業者で、売上高が20%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に要する費用を緊急的に支援する内容となっており、補助メニューを
- (1) 新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業
 - (2) 小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業
- の2つに分けて、より支援が必要な中小企業者や小規模企業者に対して迅速に支給できるようにしております。

Q. 20%の売上減少はどのように証明すればいいのか。

- A. 直近の売上高については、試算表や月別の損益計算書、法人事業概況説明書の売上高の欄、決算書の月別の売り上げ状況の欄などを指します。前年分については原則として決算書を指します。直近の試算表が作成されていない場合、税理士等経理担当者の確認が取れていることが望ましいですが、申請者の署名・捺印のある任意の様式でも受付可能です。また消費税を含めるかどうかについては、前年の決算書に合わせてください。

Q. 「直近3か月の売上高」とはいつの売上か？

- A. 原則として、申請日の前月3か月間を指します。
(例：令和2年6月に申請する場合→令和2年3月1日から5月31日までの売上)

Q. 「直近3か月の売上高」を証明する資料の作成が間に合わない場合、どうすればよいか？

- A. 出納帳簿や受付管理表の写し等、3か月間の売上高が何らかの形で判断できる書類があれば、そちらをご提出ください。どうしても該当書類の提出が困難な場合は、申請者の署名・捺印のある任意の様式でも受付可能です。

Q. 「新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業」「小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業」について、3月以前に行なった事業は対象となるのか？

- A. 対象期間は、4月1日から6月30日までに実施した事業とします。
ただし、例えば、飲食店が3月からテイクアウトを始めた場合、4月1日以降にテイクアウト用食器や広告チラシを作成した場合などは、対象期間内に実施した事業分のみ対象とします。

Q. 6月末までに設備導入等を依頼していたが、7月になって完了した場合、この補助金の対象になるか。

A. 6月30日までに事業を完了していただいたものが対象となるので、上記の場合は対象外となります。

Q. 非対面ビジネスモデルとは具体的にどうゆうことか。

A. 店舗販売からネット販売へ、対面サービスからオンラインによるネット通販やデリバリーなどのサービス提供など、対面でのサービス提供が実施できない場合の新しい取り組みです。

Q. その他市が認める事業とはどのようなものがあるか。

A. 例に記入している4つ以外の事業継続のために行う新規事業、拡充事業や事業転換です。1例としてオンラインによる職員教育サービスの導入等リモートワークの導入があります。

Q. 10万円と2万円の補助に分けたのはなぜか。

A. コロナの影響で売上が減少したお店が事業継続のために行う取組を応援するため10万円の補助をします。小規模事業者はなかなか設備投資等ができない中で、感染を防止するために行うことに対しても支援できるように2万円を補助します。

Q. 補助費用については補助メニュー(1)のいくつかの項目を合算してもいいのか。

A. 別添の「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金事業について」4.に記載している、補助メニュー(1)の(例)で挙げる下記a~eのそれぞれの項目に要する費用を合算することは妨げません。

- a. インターネット販売の導入や強化による販路拡大
- b. テイクアウト等の導入や強化による販売促進
- c. 仕入先・原材料の変更や、自社製品化
- d. 非対面ビジネスモデルへの転換
- e. その他、a~d以外の事業

Q. 領収書がない場合はどのように証明すればよいのか。

A. 購入したものと金額がわかるレシートがあればこと足ります。

Q. 何店舗かがまとめて宣伝広告費を出している場合の経費算定方法はどうすれば。

A. 各お店ごとの領収書によります。

Q. なぜマスクや消毒液が補助対象なのか？

A. 事業所や商店、飲食店などが従業員にマスクを着用させることや、来客にも消毒を積極的に推奨することは、経済活動を支えるとともに利用者やお客である市民への感染防止にもつながる活動であると考えます。社会が一丸となり感染拡大を防止するという観点から補助対象とすることとしました。

Q. 対象外経費はどのようなものがあるか。

A. 4月1日以前に購入したものは対象外となります。

4月1日以降であっても下記のもの対象外となります。

- ・不動産の購入費、保証金、家賃、敷金、仲介手数料、保険料、公租公課。
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用。
- ・食品や飲料の購入費用。
- ・金融機関などへの振込手数料。
- ・宗教性を有するまたは信仰の対象となるものなる物・行為に係る経費。
- ・公的な資金の用途としては社会通念上、不適切と認められる経費。
- ・その他感染症の影響に関係が無いと認められる経費。

Q. どのようにすれば補助を受けることができるか。

A. これから事業を考えている方はまずは申請書（様式第1号）と収支予算書（様式第2号）等の必要書類を添付して提出してください。令和2年4月1日から5月11日までに事業を完了した事業者の方は申請書（様式第1号）と実績報告書（様式第4号）と収支決算書（様式第5号）等の必要書類を添付して、下記問い合わせ先に基本的に郵送でご提出してください。

Q. 申請してからどのぐらいで補助を受けられるか。

A. 申請していただいた後、事業実施後に実績報告書を出していただき、請求書を提出いただいた後、迅速に審査を行い、指定口座に入金の手続きを進めます。提出書類に不備等がありましたら、再提出をお願いすることもありますので、必要事項の記入漏れ、誤字脱字、添付書類付け忘れがないようお願いいたします。

Q. 複数回の申請はできるか。また、補助メニューの(1)と(2)両方を申請できるのか。

A. 一事業者につき、1回限りの補助になります。また、補助メニューの(1)か(2)どちらかのみ申請が可能となります。

Q. 売上高の減少率については、どのように算出するのか。

A. 直近3か月間の売上高（Aとする）と前年同期売上高（Bとする）を算出し、

B から A を差し引き、その額を B で控除したものが、減少率となります。

(計算式)

前年同期売上高 (B) - 直近 3 か月間の売上高 (A) / 前年同期売上高 (B)

〔問合わせ先〕

〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市役所 商工政策課

TEL (088) 684-1276 問合わせ時間 8:30~17:15 (土・日・祝を除く)

FAX (088) 684-1339

E-mail shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp